

市民意見整理台帳

「逗子市地域防災計画（地震津波対策計画編 24 年度改訂版）」の改訂案に係る市民意見及び反映状況

● 意見募集期間 平成25年1月21日（月）から2月19日（火）まで

● 提出された意見の概要

1 意見提出者数 4 人

2 意見項目数 50 件

3 内容別の内訳

(1) 地震津波対策計画編 24 年度改訂版

(2) その他

区分	件数	区分	件数
第1部 総則	17	その他	13
第2部 都市の安全性の向上	1		
第3部 災害予防計画	5		
第4部 災害応急対策計画	14		
第5部 復旧・復興計画	0		
第6部 東海地震に関する事前対策	0		

● 意見の反映状況

反映区分	件数
A 計画に反映させたもの	6
B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	1
C 今後の取組みにおいて参考にするもの	6
D 計画に反映できないもの	25
E その他（感想・意見など）	12

【逗子市地域防災計画（地震津波対策計画編 24 年度改訂版）】

No.	修正案該当箇所	該当ページ	意見等	市の考え方（対応）	反映区分
1	第1部第1章 計画の方針	1～3	「地震津波対策計画編」は「地域防災計画」一部であり、目的や方針が重複するため、章のタイトルを「計画の方針」から「計画の目的、位置づけ」に変更し、第3節の内容を第1節及び第2節に包含させ、第3節を削除されたい。	第1節及び第2節は地域防災計画全体に係る方針について、第3節は地震津波対策計画編に係る方針について、節を分けて記述しているものです。	D
2	第1部第1章第2節 3 計画の着実な推進	2	以下の抹消線の部分を削除されたい。 「また、国の財政措置を活用することはもとより、防災対策の第一線期間としての市町村の防災力の一層の向上を図るため、県は財政的支援を行う。」	誤謬により削除を怠ったものです。ご指摘の箇所は削除します。	A
3	第1部第1章第2節 4 計画の修正	2	以下を削除されたい。 「このため、本市及び防災関係機関等は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めるとともに、毎年3月末日までに計画の修正内容を逗子市防災会議事務局へ提出するものとする。 計画の修正に当たっては、県、関係機関等と協議、調整を行う。 また、地域における災害対策の総合的な推進を図るため、特に必要な事項については住民に公表する。」	本市としての修正義務、本市の他の計画や関係機関固有の計画変更に伴う修正、その他必要事項を定めたものです。	D

4	第1部第2章 本市の概況	5	過去の地震津波被害の履歴を記載する。	本市における災害に関する史料、文献等明らかにされたものがないため、現時点では、被害の履歴を記載することは困難といわざるを得ません。今後検討したいと思います。	C
5	第1部第2章 本市の概況	5	現状での地震津波被害を受けそうな案件の状況についての詳細について記載する。また、今後発生し得る地震津波被害想定についてビジュアルかつ詳細に記載する。	津波による被害想定につきましては、県の被害想定調査結果を踏まえて計画に反映させるように考えています。	C
6	第1部第2章 本市の概況	5	地形・活断層に加え、地質の特性について記載する。	地質図については、「実施要領計画編 2 調査・研究等」の項に記述しております。	D
7	第1部第2章第1節第2節 1 人口及び世帯	6	標高10m以下（津波被害想定地域）の地域に居住する世帯数/住民数/高齢者数を記載する。	神奈川県が想定した慶長型地震及び明応型地震の津波による浸水予測地域の世帯数と住民数を「実施要領計画編 8 避難対策」の項に記述しております。	D
8	第1部第2章第1節第2節 2 建物	6	地震倒壊のおそれのある建物の現状がわかるよう、昭和56年以降に建築された建物割合よりそれ以前に建築されている建物の実数/詳細を記載する。	住宅の耐震に関する資料は「実施要領計画編 3 災害に強いまちづくり」の項に記述しております。	D
9	第1部第2章第1節第2節 3 道路	6	隣接地域への接続道路の不通になる可能性のあるトンネルと切り通し等を記載する。	逗子市内における所管道路と逗子市内に所在する隧道に関する資料は「実施要領計画編 3 災害に強いまちづくり」の項に記述しております。	D
10	第1部第2章 本市の概況 第1部第3章 地震被害の想定	5-14	第2章と第3章の間に、過去の地震津波被害の履歴を記載した章を新設する。（大地震/大津波の歴史的記録/特に関東大震災の被害詳細）	本市における災害に関する史料、文献等明らかにされたものがないため、現時点では、被害の履歴を記載することは困難といわざるを得ません。今後検討したいと思います。	C
11	第1部第3章	7	各地震津波被害想定をテキストベースだけではなく	図表化による表現方法については、チラシ、	C

	地震被害の想定		く、図表により表現する。	パンフレット等により対応する等、検討したいと思います。	
12	第1部第3章第1節2 (2) 浸水想定の見直し	7-9	「検討対象地震一覧」の表中、「最大津波高等」において、県発表の逗子市の津波最大波高と最大津波到達時間が合っていない。	神奈川県 of 想定結果を踏まえた津波最大波高と最大津波到達時間を記述しています。	D
13	第1部第3章第1節2 (2) 浸水想定の見直し	8	「検討対象地震一覧」の表中、「最大津波高等」の欄に、「最大津波高さ」と「最大津波到達時間」を作り、高さと同到達時間が一目で比較理解できるようにされたい。	県の地域防災計画との整合性を考慮し記述したものです。	D
14	第1部第5章 地震津波対策計画の推進主体とその役割	17	対策を講じるより市民への啓発が先決ではないのか。災害に対する正しい知識があれば市民は正しく行動できる。	防災意識の普及に関しましては、第2部第5章第7節及び第3部第9章第1節に記述しております。	E
15	1部第6章第2節 2 指定公共機関	23	docomo/AU (KDDI) 以外の携帯各社が抜けているのでは。(Softbank、willcom など)	指定公共機関には、災害対策基本法上、Softbank、willcom は該当しておりません。	D
16	1部第6章第2節 2 指定公共機関	23	タクシー会社へは要請できないか。	指定公共機関には、災害対策基本法上、該当しておりません。	D
17	第1部第7章第1節 1 逗子市防災会議	27	「防災計画改訂」の審議の経緯を市民が知らせ、防災計画の理解と防災意識の向上を図るため、「ア逗子市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。」へ「なお、防災会議は議事録を作成し市民に公表する。」の文言を追記されたい。	防災会議議事録の公表につきましては、その必要性も踏まえ、検討したいと思います。	C
18	第2部 第5章 津波対策	41	第3節～9節の内容（避難施設、避難対策、災害時要援護者対策、知識の普及、防災教育の充実、訓練の実施など）は、地震も津波も内容的に共通しているため、第3部第3章「避難対策」の各節に併記することにより、計画をシンプル化されたい。	本章は、県の計画と整合を図るため新設したものです。	D
19	第3部第2章第3節 4	68	「非常持ち出し品」「非常用備蓄品」に加えて、	ご指摘内容の掲載については、防災ハンドブ	D

	市民が行う備蓄		懐中電灯、緊急用ホイッスル、アルミ温熱シート、非常食（カロリーメイト）、飲料水（ペットボトル500ml）、携帯用トイレ、ポンチョなどの「普段持ち歩く防災備品（通勤/通学用）」を記載する。	ック等ですすでに周知しているものです。	
20	第3部第3章第7節 避難所の運営	79	<p>以下を削除する。</p> <p>「1 県は、より良い避難所運営を実現するため、必要に応じて県避難所マニュアル策定指針を見直す。」</p> <p>また2項以下を包括した内容に整理記載されたい。</p> <p>■市はあらかじめ避難所を指定して周知しておく。</p> <p>■市は、県避難所マニュアル策定指針を参考に自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置する。</p> <p>■市は、避難所の円滑な開設や運営を行うために、県避難所マニュアル策定指針を参考に避難所運営マニュアルを作成する。さらに、避難所での生活環境を常に良好なものとするため、災害時要援護者への支援、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に十分配慮する。</p> <p>■定期的に避難所運営委員会の開催と避難所運営訓練を行う。</p> <p>■避難所運営マニュアルを定期的に見直し、津波を想定した上層階避難や指定された避難所への避難が困難な場合の近隣の安全は避難所への避難に</p>	避難所運営に係る詳細事項は、本市避難所運営マニュアルの中で定めたいと思います。	D

			ついても定め、平常時から周知する。		
21	第3部第4章第1節 一斉帰宅抑制の周知	85	<p>「1一斉帰宅抑制の基本方針」「2一斉帰宅抑制の取組み」の各箇条書き事項は内容の重複が多く、次のよう整理して簡潔明瞭化したらどうか。</p> <p>■市は帰宅困難者に対しては、あらかじめ指定した帰宅困難者用一時滞在施設へ誘導します。</p> <p>■市は平常時から、市ホームページ等を使って、飲料水やトイレ等施設、災害時帰宅支援ステーションの情報を提供する。また、家族等との安否確認については、災害時伝言ダイヤル等の周知に努める。</p> <p>■企業等は「むやみに移動を開始しない。」を基本原則とし、災害時には社員等を保護するとともに、平常時から飲料や食糧、毛布等の備蓄に努める。また、帰宅困難者の安否確認が取れるよう平常時から事前準備に努める。</p> <p>■市は駅周辺等に滞留した帰宅困難者の一時滞在施設として、民間ビルとの協定締結の拡充を進める。</p>	県計画と整合性を図るため、記述したものです。	D
22	第3部第4章第1節 一斉帰宅抑制の周知	85	<p>「1一斉帰宅抑制の基本方針」「2一斉帰宅抑制の取組み」における、箇条書き事項のなかには、関係機関及び企業等とともに、逗子市および市職員自体も対象になる事項が記載されているので、逗子市および市職員自体も含める場合の工夫をされたい。</p>	市は、災害発生時の対応が責務と考えています。	D
23	第3部第9章第1節 2(3) 津波防災に関する普及啓発	107	<p>現在、掲示しようとしている津波情報看板は情報不足と考える。(「標高表示/「津波避難路表示シート」)</p>	ご意見として承ります。	E

			<p>⇒「津波情報看板」には下記情報が必要と考える。 (添付津波防災情報例を参照)</p> <p>(1)表示場所の住所・海岸からの最短距離 (2)表示場所の標高 (3)表示場所の津波浸水予測図（最悪想定） (4)表示場所における津波浸水予測図での最悪想定 の浸水高 (5)逗子湾での最大津波高/災害到達時間 (6)表示場所での避難先（津波来襲時/避難所） (7)表示場所での避難経路（津波来襲時/避難所→ 距離/徒歩移動時間含む）</p>		
24	第4部第5章第3節 1 避難所の開設	170	<p>「市は、災害の態様に応じて安全適切な場所を選 定して避難所を開設する。市長は、被災者に対す る救援措置を行うため、必要に応じて避難所を開 設する。」とあるが、避難所の開設は、市が安全適 切な場所を選定して開設するのか、市長が必要に 応じて開設するのか、誰がどのように開設するの か、どちらか文章を整理されたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「市長は、被災者に対する 救援措置を行うため、必要に応じて避難所を 開設する。」を削除します。</p>	A
25	第4部第5章第3節 1 避難所の開設	171	<p>勤務時間外「避難所要員に指名された職員は、震 度5強以上の地震が観測された場合には、指定さ れた避難所に参集し、施設の安全性を確認した後、 速やかに避難者の受入に必要な措置を実施す る。」とあるが、勤務時間外時に、震度5強以上の 地震が観測された場合は、避難所要員に指名され た職員は避難所を開設するということは、あらか じめ市職員に市または市長の開設判断部分を自動 的に職員に委嘱しているということか。その場合、 「市が安全適切な場所を選定」という選定なしで、</p>	<p>避難所は、あくまで必要に応じて開設するも のであり、震度5強以上の場合にも自動的に 全ての指定避難所が開設されるわけではあり ません。現地に参集した市の職員は、施設 の安全確認など避難者の受入に必要な措 置を行い、周辺の状況などを総合的に判断し て避難所を開設することになります。</p>	D

			指定避難所は全て震度5以上で設置されるということか。文言を吟味されたい。		
26	第4部第5章第3節 3 運営委員会の設置	171	「避難所開設後、事前に策定した避難所運営マニュアルに基づく、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市職員で構成する避難所運営委員会以下「運営委員会」という。を設置し、」とあるが、逗子市の場合は、避難所運営委員会の「地域住民の代表」は、自主防災組織等地域住民（たとえば現在の各小学校区の各避難所運営委員会）の代表を指すのか、それとも避難所利用者の代表なのか、どちらか明確にされたい。	避難所開設後に設置する避難所運営委員会の「地域住民の代表」とは、避難所利用者の代表を指しております。 「避難所開設後、事前に策定した避難所運営マニュアルに基づく、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市職員で構成する避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、」を 「避難所開設後、避難所運営マニュアルに基づく、避難者の代表、施設管理者及び市職員で構成する避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、」に修正します。	A
27	第4部第5章第3節 4 運営委員会の構成	172	「避難所の運営を行う運営委員会の構成及び地域住民、行政、施設管理者の3者の関係は次のとおり。」の概念図において、「地域住民」の下段に（自主防災組織）の記載があるが、これでは運営委員会メンバーである地域住民と、地域の自主防災組織との関係が具体的に理解できないので、この関係を分かり易く明示あるいは表現されたい。 また、現状において、避難所開設時における既存の各小学校区の避難所運営会（メンバー）の関わり方（応援・協働・アドバイスなど）、位置づけについて、明文化されたい。	自主防災組織については、災害時に様々な活動（避難所の運営も含む。）も大きな役割を担っていただく場面が多々あると考え、記述しております。 また、既存の各小学校区の避難所運営会については、避難所開設当初にそのノウハウを活かしアドバイスなどの協力をいただきたいと考えており、その位置づけにつきましては、避難所運営マニュアルに記載したいと考えております。	D
28	第4部第5章第5節 帰宅困難者等対策	174	関係機関として自衛隊が記載されているが、どのような役割を想定しているのか。誤記ではないか。	ご指摘を踏まえ、内容を改めます。	A
29	第4部第5章第5節	174	次の事項を追加記載されたい。	ご指摘を踏まえ、内容を改めます。	A

	帰宅困難者等対策		<p>■逗子警察署は治安の維持を確保し、市と連携し、交通安全の確保に努める。</p> <p>■市は帰宅困難者の避難状況について、県へ報告するとともに、必要に応じて、県へ協力要請する。</p> <p>■帰宅困難者の搬送について市は、バス輸送との連携も含めた鉄道の折り返し運転を事業者に要請する。</p>		
30	第4部第5章第5節 帰宅困難者等対策	174	第3部第4章「帰宅困難者対策」とほぼ同レベルの内容が記載されており、どちらかに整合されたい。	第3部は災害の事前対策について記述しており、災害発生後の応急対策に関しては第4部に節を設け記述しました。	D
31	第4部第7章第4節 2(1) 避難勧告、避難指示	189	「市民は、付近の高台等に避難する。」とあるが、この「高台等」の意味は避難場所選びの肝の部分なので、「高台等」と一言で片付けず、「付近の高台、津波避難ビル、津波避難所、一時避難場所等」と具体的に明記されたい。	「近くの高い場所へ避難」することが重要と考えており、高台の定義は地域により様々あるものと考えます。	D
32	第4部第20章第1節 1 応援要請の概要	251	「震災時において、本市が要請元として行う、物資、人員、消防力などの応援要請の種類とその概要は次のとおり。」と客観的表現にて記載されているが、そもそも本計画は資料集ではない。たとえば、「市長は、応急対策の実施に地方自治体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令や相互応援協定に基づき応援を要請します。応援要請の種別は次のとおりです。」などと、逗子市の主体性が感じられる、対応計画らしい文章表現にされたい。	事務的な対応として記述しています。	D
33	第4部第20章第2節 2(1) 派遣要請の種類	252	「自衛隊の派遣については、要請によるもの、要請によらないものの2種類がある。」客観的・資料集的な表現で記載されているが、自衛隊に対する	本項では、災害派遣を行う場合に、自衛隊が県知事からの要請を受けて行う場合と、市長からの通知を受けた場合など要請によらな	D

			<p>災害派遣要請手続きの資料集ではないので、たとえば次のような、逗子市の主体性を感じられる表現に改善されたい。</p> <p>2 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、自衛隊災害派遣要請（資料〇〇）に基づき、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担当部隊の長（陸自第 31 普通科連隊長）に通知します。また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合には、直接防衛大臣又は地域担当部隊の長（陸自第 31 普通科連隊長）に災害の状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。</p>	<p>いで行う場合（自主派遣）の 2 つの種類がある旨を記述したものです。</p>	
34	第 4 部第 20 章第 2 節 2 自衛隊災害派遣部隊の派遣要請手続等	252	<p>「2 自衛隊災害派遣部隊の派遣要請手続等」の項は、1 他の地方公共団体等への応援要請と、2 自衛隊に対する災害派遣要請と別項目（別セクション）に分けて記載されたい。</p>	<p>1 は他自治体等への応援要請手続きについて、2 は自衛隊に対する災害派遣要請手続きについて別項目（別セクション）に分けて記述しています。</p>	D
35	第4部第20章第2節 2(2) 派遣要請手続き及び派遣後の措置	252	<p>「自衛隊災害派遣要請の要求の判断マニュアル」により実施すると記載されているが、このマニュアルの内容のうち、災害派遣要請等の基準、派遣要請の範囲、災害派遣要請の手続き等、災害派遣部隊の受入れ体制、災害派遣部隊の受入れ体制など、市民も承知しておいたほうがよい情報を記載されたい。</p>	<p>自衛隊派遣要請要領については、実施要領計画編 「11 応援関係」の項に記述しております。</p>	D

36	第4部第20章第2節 2(2) ○自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費	253	自衛隊救援活動に要する経費についての記載に違和感あり。削除されたい。	ご指摘の内容は、実施要領計画編「11 応援関係」に記載されていることもあり、全文を削除します。	A
37	第4部第22章第1節 1 災害ボランティア活動の支援に係る基本方針	261	「災害救援ボランティアセンターは、社会福祉協議会が設置を行い、災害救援ボランティアコーディネーターの協力を得て・・・」とあるが、逗子市災害ボランティアネットワークとの特定がない。 通例として団体の特定はやらない様である。 ただ、市・社協・逗子災ボラが一線に沿ってそれぞれの責任で行動する以上、なんらかの形で位置づけを明文化することは必須である。 個別に協定の締結を実施すべきかと思慮する次第である。	災害ボランティアネットワークの明確な位置づけについては、今後関係団体等と協議するなど検討していきたいと考えております。	C
38	その他		全体のページ数が多過ぎ、使い勝手が悪い。 総ページ数を半減目標に整備されたい。 本件に同意せず現状通りの場合、目次にも更に第二目次を作成されたい。 本文の記載（配置）を詰める、文字ポイント数を下げるなどの工夫でページ数の削減可能。	本市地域防災計画において、必要な事項を定めたものです。	D
39			仮設トイレは、防犯に効果がある明るさを保ち、男女のトイレは離して設置。 バキューム・カーが寄せ易い場所に設置。	ご意見として承ります。	E
40			女性専用授乳室、男女別更衣室、男女別に下着等を干せる物干し場を設置。		E
41			家族ごとに段ボールで仕切りをし、プライバシー保持。		E
42			子供の遊び場所、勉強場所、居場所の確保。		E

43		避難所の責任者は、避難者、行政側とも、女性も選出されたい。		E
44		既存の自治会等地縁関係団体に避難所の運営を任せるのではなく、避難者全員に呼びかけ、志願者した運営ボランティアと行政が協働で行う。		E
45		避難所は、女性、乳児、未就学児、学童、障が者、傷病者、外国人等社会的弱者、少数者が安全・安心を得られる場所とする。		E
46		避難所共有スペースには、死角、暗がりを作らない。やむを得ず生じた場合は、ボランティアによる巡回を行う。		E
47		炊出し、配給、清掃など、女性避難者に作業負担が偏る傾向にあるが、性別にとらわれず、当番制等の仕事配分を行う。		E
48		受動禁煙を防ぐため、屋内だけでなく、避難所敷地内を禁煙とする。		E
49		「帰宅困難者用一時滞在施設」を用語集に追加されたい。	帰宅困難者用一時滞在施設という記述はありません。	D
50		「津波避難場所」を用語集に追加されたい。	本計画では、「津波避難場所」という用語ではなく、「津波一時避難場所（建物）」と「津波一時避難場所（土地）」に関して第3部第3章第4節に用語の意味も含め記述しております。	B